

事業名

スクールロイヤー活用事業について

事業概要

千葉県教育委員会では、事案発生時に、より迅速に法的側面の助言を得られるよう、以下のとおりスクールロイヤー活用事業を実施します。

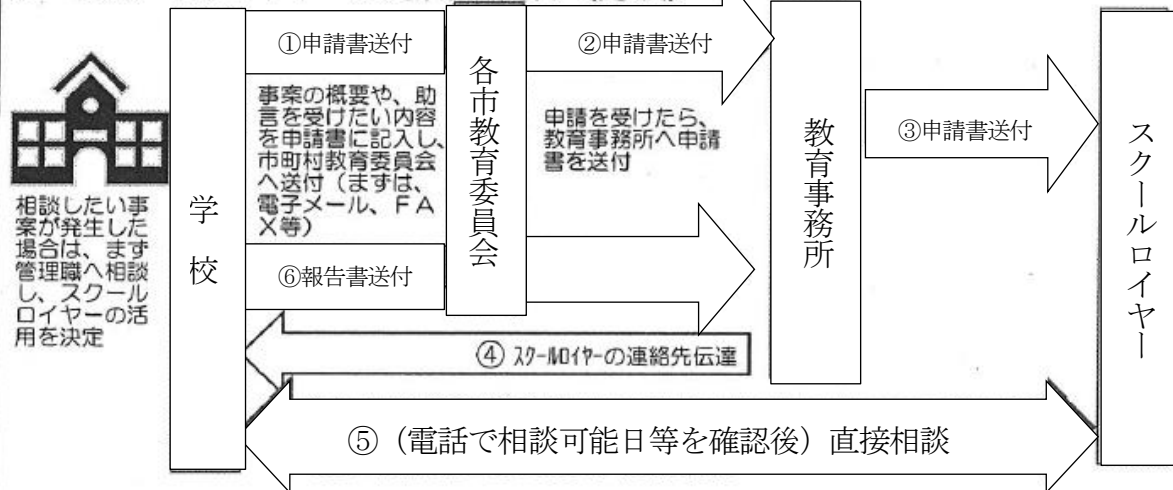
1 スクールロイヤーとは

スクールロイヤーは、児童生徒を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士です。千葉県弁護士会の推薦を受けた弁護士が、教育事務所等に複数名登録されています。

【事業内容】

- 子どもの最善の利益を図るため、学校の対応について法にもとづいた助言を行います。
- 訴訟に発展するか否かによらず、事案発生後早期に、また継続的に助言を行います。
- 学校を訪問し、児童生徒へ自他の人権を守るための講演会を実施します。
- 学校や教育委員会の代理人となることはありません。

2 スクールロイヤーの活用の流れ（方法）



3 スクールロイヤー活用にあたってのQ&A

Q1 スクールロイヤーに相談できる内容は、どのような内容ですか。

A1 いじめ、児童虐待、部活動、合理的配慮等で、保護者等から不当な要求があった場合や、法に基づいた判断を求めたい場合に、事案発生直後から、積極的に活用してください。法的に判断に迷う内容は、どのような内容でも相談することができます。

Q2 相談は1回だけですか。

A2 一度相談した事案もその後の状況を踏まえ継続的に相談することが可能です。再度相談する場合は、改めて申請書を提出してください。

Q3 相談料は必要ですか。

A3 相談にかかる費用は、県教育委員会が負担します。

Q4 相談する場所は学校でも可能ですか。

A4 対面での相談は、原則としてスクールロイヤーの事務所で相談するようお願いします。電話相談は、学校から相談可能です。

Q5 相談時間の目安はありますか。

A5 法律相談（電話・対面・オンライン）は、1回30分を上限に相談してください。30分を越える場合は、2回分の相談となります。

Q6 相談に、学級担任等、管理職以外の職員が立ち会うことも可能ですか。

A6 事案の状況をより詳細に伝えるため、事案に対応している職員も同席可能です。

Q7 相談時の注意点はありますか。

A7 スクールロイヤーは学校の代理人とはならないので、保護者等外部へ説明する際は、〇〇弁護士から助言を受けています等の説明はしないでください。